



2010年1月6日 第2010-07号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

労働者派遣法・雇用保険法改正に向け部会報告まとめる

昨年末、労働者派遣法・雇用保険法改正に向けた部会報告がそれぞれまとめられました。これらの部会報告に基づき、本年1月開会予定の通常国会に改正法案が提出されます。

労働者派遣法

12月28日、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会は、労働者派遣法改正に向けた「部会報告」を取りまとめました。「部会報告」は、公労使三者による厳しい議論を踏まえた上での合意であり、労働者派遣法創設以来の規制緩和の流れを転換し、労働者保護の視点で法改正をはかる内容です。

< 部会報告の内容 >

常用雇用以外の労働者派遣（登録型派遣）の原則禁止
製造業務派遣の原則禁止（例外は常用雇用の労働者派遣）
違法派遣の際、派遣先による雇用契約申し込みみなし制度の創設
原則禁止となる日雇い派遣の雇用契約期間の拡大（30日以内 2ヵ月以内）
「派遣労働者保護」を法律の名称・目的に明記する
均等待遇規定の追記

部会報告の内容は、労働側の主張に沿ったものですが、一方で派遣先責任の強化や、特定労働者派遣事業（常用型派遣）を届出制から許可制に移行すること、専門26業務の見直し等の取扱いには先送りとされ、課題も残りました。

連合・南雲事務局長は、談話の中で「早期の成立・施行を求めるとともに、先送りとなった課題への対応をはかっていく。あるべき労働者派遣制度に向けて、創設当時の専門的な業務に限定したポジティブリスト方式化をはかり、労働者保護の更なる強化と雇用の安定に取り組んでいく。」と述べました。

雇用保険法

12月25日、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会は、雇用保険法改正に向けた「部会報告」を取りまとめました。同部会は、依然として厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者のセイフティネット機能と雇用保険制度の財政基盤の強化を中心に制度見直しの検討を重ねてきました。

< 部会報告の内容 >

週所定労働時間20時間以上40時間未満の短時間労働者について、必要な雇用見込み期間を6ヵ月以上から31日以上に短縮し、適用範囲を拡大する
事業主の未届けにより雇用保険に未加入とされた者の遡及期間を現行の2年を超えて適用できるようにすること
2011年度以降、失業等給付の国庫負担を現行の13.75%から法律本則の25%に戻すこと
雇用保険二事業の財源不足解消にあたり、失業等給付の積立金から借り入れを行うこと

連合・南雲事務局長は、談話の中で「失業等給付における国庫負担は、雇用に対する国の姿勢を明示するためにも早期にかつ確実に本則にもどすべきである。雇用保険二事業の財源不足解消は、本来は特別会計からの借り入れでなく、一般財源を投入すべきであり、今回の対応は緊急かつ例外的な暫定措置としなければならない。連合はこれらの考え方の重要性を引き続き主張していく。」と述べました。